

入札公告

国立大学法人筑波大学において、下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 NCCオンコパネル検査
- (2) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

2 仕様書、契約条項並びに入札の説明等をする日時及び場所等

本件は、仕様書等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。

仕様書等関係書類交付方法

仕様書等関係書類は、本公告に添付する。

問合せ：〒305-8576 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1

国立大学法人筑波大学病院総務部管理課（担当：木村光子）

電話番号 029-853-3063

3 入札書提出期限等

- (1) 提出先 上記2の問合せと同じ。
- (2) 提出期限 令和8年3月9日12時00分

4 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年3月18日15時00分
- (2) 場所 〒305-8576 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
筑波大学附属病院
けやきアネックス棟3階305入札室

5 入札方法

入札書には、1件当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第46条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和8年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」、又は「D」等級に格付けされている者であること。
- (4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- (5) 検査体制が確立されていることを証明した者であること。
 - (6) プライバシーマーク又はI SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得していること。
- 7 入札保証金及び契約保証金
免除する。
- 8 入札の無効
本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、その他国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則第15条第1項各号に掲げる入札書は無効とする。
- 9 契約書の作成
契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- 10 落札者の決定方法
本契約は、価格交渉落札方式とする。
本公告に示した役務を履行できると分任契約担当役が判断した入札者であって、国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第53条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、その者と価格交渉を行った上で契約金額を決定するものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とし、その者と価格交渉を行った上で契約金額を決定するものとする。

以上公告する。

令和8年2月27日

国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長 平松 祐司

入札書提出の注意事項

- 1 入札書提出日時 令和8年3月9日 12時00分
(郵便(書留郵便に限る。))又は宅配便(以下、「郵送等」という。)で
発送する場合には提出期限までに必着のこと)
提出場所 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
国立大学法人筑波大学病院総務部管理課(担当:木村光子)
電話番号 029-853-3063
- 2 入札書は別添記載例を参考に別紙様式により作成し、直接に提出する場合は封書に入れ
密封し、その封皮には競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号)及び「3
月7日開札 NCCオンコパネル検査の入札書在中」と記載して提出すること。
郵送等により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「3月18日開札 NCCオンコパ
ネル検査の入札書在中」と記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を
記載し、上記1の提出場所宛に入札書の提出期限までに送付すること。なお、テレックス、
電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- 3 いったん提出された入札書は引換え、変更、取消しをすることができない。
- 4 代理人が入札する場合は必ず代理委任状を一通提出すること。
- 5 入札書作成の注意
 - (1) 件名は仕様書記載のとおり省略せずに記載すること。
 - (2) 入札金額は算用数字を用いて明確に記載すること。
 - (3) 競争加入者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)を
記載し押印すること。
(ただし、代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、
その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の
氏名及び押印)
 - (4) 日付を必ず記載すること。
- 6 無効の入札書
入札書で次のいずれかに該当するものは、これを無効とする。
 - (1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
 - (2) 件名及び入札金額のない入札書
 - (3) 競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印
のない又は判然としない入札書
 - (4) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又
は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印の
ない又は判然としない入札書(競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号
及び代表者の氏名)又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当
な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。)
 - (5) 件名に重大な誤りのある入札書
 - (6) 入札金額の記載が不明確な入札書
 - (7) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書

- (8) 入札書提出期限までに到達しなかったもの
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札書

7 開札

- (1) 開札は、競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）を立ち会わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (2) 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記（1）の立会職員以外の者は入場することはできない。
- (3) 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- (4) 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示すること。この場合、代理人が上記4に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出すること。
- (5) 競争加入者等は、分任契約担当役が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- (6) 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、競争加入者等のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。

8 入札書には、1件あたりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

10 落札決定の日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定する期日）に契約書の取り交わしをするものとする。

11 落札者の決定方法

落札者の決定方法は、価格交渉落札方式とする。

国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第53条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、その者と価格交渉を行った上で契約金額を決定するものとする。なお、落札者を決定するに当たっては、競争加入者の契約履行能力のほか、入札金額についても、当該金額により契約の適正な履行が確保できるか否かの判断を行うものとする。

このため、最低価格の入札について、当該入札金額が予定価格の制限の範囲内であっても、予め分任契約担当役が設定した最低基準額未満となる場合には、当該最低価格の入札を行った者を直ちに落札者とはせず、分任契約担当役が必要な調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うこととする。

低入札価格調査の対象となった者は、分任契約担当役が指定する期限までに、入札価格の積算内訳書、労務費、原材料費、外注費等の算定根拠その他分任契約担当役が必要と認める積算資料等を提出しなければならない。

当該低入札価格調査においては、提出された積算資料等に基づき、入札価格の積算内訳の妥当性に加え、特に労務費を中心とした各費目の算定根拠、賃金水準の確保や物価動向を踏まえた価格転嫁の状況、当該価格により契約の内容を継続的かつ適正に履行できるか否かについて確認を行うものとする。

なお、分任契約担当役は、提出された積算資料等の内容が不十分であると認める場合には、当該入札者に対し、事情聴取その他必要な説明を求めることがある。

その結果、積算資料等の提出又は説明に応じない場合、又は提出された積算資料等若しくは説明の内容が不十分であり、当該入札金額によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合には、当該入札者を落札者とし、しないことがある。

上記の調査の結果、分任契約担当役が、当該入札者が契約の内容を適正に履行できると判断した場合には落札者とし、履行できないと判断した場合には、その他の入札者のうち、予定価格の制限の範囲内であって、最低価格の入札を行った者を落札者とし、その者と価格交渉を行った上で契約金額を決定するものとする。

1.2 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類等

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類等（以下「競争参加者の確認書類」という。）を下記の期日までに提出すること。提出された書類は本学で内容等を精査し、合格した者のみ本入札に参加できる。

なお、本学職員から当該書類その他入札公告において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者又は代理人の負担において完全な説明をしなければならない。

(1) 競争参加資格の確認のための書類

- 令和8年度に係る一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知書
（全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格）の写し…………… 1部

(2) 履行できることを証明する書類

- 同種業務の実績表…………… 1部
- 検査体制表…………… 1部
- プライバシーマーク又はISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）
認証を取得していることが分かる書類…………… 1部
- 検査実施機関からの委託契約証明書…………… 1部
- 再委託承諾申請書（別紙様式2）…………… 1部

※業務の全部又はその主たる部分を委託する場合は、下記「再委託に関する取扱い」を参照すること。

再委託に関する取扱い

URL <https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

(3) その他提出書類

- 参考見積書…………… 1部

（注）上記提出書類の他、補足資料の提出を求める場合がある。

提出期限	上記1の入札書提出期限と同じ (郵送する場合には提出期限までに必着のこと)
提出場所	上記1の提出場所と同じ

1.3 その他

(1) この契約に必要な細目は、以下によるものとする。

- ・ 国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則

<https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/>

- ・ 役務提供契約基準

<https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

(2) 添付資料

- ① 仕様書
- ② 契約書（案）
- ③ 入札書様式
- ④ 入札書記載例
- ⑤ 委任状参考例
- ⑥ 参考見積書の提出に係る留意事項について

仕 様 書

1. 件 名 NCCオンコパネル検査
2. 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
3. 業務内容 シスメックス株式会社製NCCオンコパネルシステムを用いて、固形がん患者の腫瘍組織中のDNAにおける遺伝子の変異又は融合を一括検出し、遺伝子変異プロファイリングを行う。
4. 予定件数 70件
5. 支 払 検査終了後、適法な請求書を受領した日から起算して40日以内に支払うものとする。
6. 個人情報の取扱い
 - (1) 発注者及び請負者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、国立大学法人筑波大学個人情報保護管理規則（令和4年法人規則第17号）及び筑波大学附属病院の保有する診療に係る個人情報の保護管理に関する細則（平成31年附属病院細則79号）に基づき、次の事項を遵守するものとする。
 - ① 請負者は、個人情報を業務履行の目的以外の目的に利用してはならない。また、業務上知り得た個人情報について第三者に漏らしてはならず、本契約終了後も同様とする。
 - ② 請負者は、業務履行に当たっての責任者及び業務従事者の管理及び実施体制並びに個人情報の管理状況についての検査に関する事項その他必要な事項について、書面（別紙様式1）で発注者に提出しなければならない。これらを変更した場合も同様とする。
 - ③ 請負者は、事前に発注者の承諾を得た場合に限り、委託業務を第三者に再委託（再委託先が請負者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）することができる。この場合において、請負者は、当該委託業務を遂行する能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講じなければならない。
 - ④ 請負者は、上記③に基づき発注者の承認を得ようとする場合には、再委託の内容、再委託先、その他再委託先における管理方法等を書面（別紙様式2）で発注者に提出しなければならない。
 - ⑤ 請負者は、個人情報の複製、転記等を行ってはならない。ただし、業務履行上やむを得ず複製、転記等を行う必要がある場合は、発注者に使用目的、期間終了時の破棄状況の形態を申請し許可を得るものとする。

- ⑥ 業務履行の目的で利用（使用）する個人情報について、請負者の管理責任の下で個人情報が流出した場合は、発生時の状況説明、経過、対応等について、速やかに発注者に報告するものとする。
 - ⑦ 請負者は、業務に係る発注者側の個人情報について、委託業務終了時において消去するものとする。また、媒体物については、返却するものとし、個人情報を消去したことについて、書面（別紙様式3）で発注者に提出しなければならない。
- (2) 発注者は、請負者が上記（1）に記載する義務に違反した場合には、契約を解除することができるものとし、請負者に重大な過失があったと認められる場合には、請負者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
 - (3) 発注者は、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等やその量等に応じて、請負者の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況について、少なくとも業務履行期間中に1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。
 - (4) 上記（1）③により請負者から再委託を受けた者は、請負者が履行すべき義務と同等の義務を負うものとする。請負者は、その旨明記した書面を、請負者及び再委託を受けた者との連名で発注者に提出するものとする。
 - (5) 上記（4）は、請負者から再委託を受けた者が再々委託する場合について準用する。

7. 検査仕様

- ・検査対象検体（FFPEスライド）及び全血とする。
- ・検査結果については、シスメックス株式会社が提供する「OncoGuideポータル」上にアップロードすること。
- ・検査結果情報は次のとおりとする。
サマリーレポート原案、シーケンシングレポート、QCレポート、XMLファイル
- ・容器は本学附属病院にて準備する。
- ・詳細は別紙のとおりとする。

8. その他

- (1) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は別途本学附属病院職員と協議し、契約を取り交わすものとする。
- (2) 本契約に必要な細則は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。
- (3) その他詳細については、本学附属病院職員の指示によるものとする。
- (4) 請負者は、プライバシーマーク又はISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得していること。

検査仕様書

令和8年2月

国立大学法人 筑波大学

1. 検査の概要

NCC オンコパネルシステム検査は、OncoGuide™ NCC オンコパネル システム（医療機器承認番号：23000BZX00398000）を用いたがんゲノムプロファイリング検査である。

次世代シーケンス解析によって固形がん患者の腫瘍組織中のDNAにおける遺伝子の変異（SNV、Insertion、Deletion、増幅）又は融合を一括検出し、複数の遺伝子変異を一括検出することにより、がん患者の遺伝子変異プロファイリングを行い、診療方針決定の補助に活用できる。

2. 検査の詳細

(1) 検査方法

DNA配列読取装置（NextSeq 550Dxシステム；Illumina社）を使用し、表1に示す遺伝子に生じる変異（SNV、Insertion、Deletion、増幅）、及び表2に示す遺伝子の融合を検出する。

(2) 検査仕様

以下条件にて、検査を実施し、（8）検査結果（納品物）を提出すること。

検査対象検体：腫瘍検体（FFPEスライド）及び全血

※マクロダイセクション：腫瘍部位がマークされたHE染色スライドを参考にマニュアルで実施

抽出試薬

- ・ 腫瘍検体（FFPE切片）：QIAamp DNA FFPE Tissue Kit（QIAGEN社）
- ・ 血液検体：Maxwell RSC Blood DNA Kit（Promega社）

検査対象遺伝子数：124（表1、表2）

解析ターゲット領域長合計：1.42Mb

ライブラリ調製試薬：OncoGuide™ NCCオンコパネル キット

バイオインフォマティクス解析ソフトウェア：OncoGuide™ NCCオンコパネル 解析プログラム

(3) 品質基準値及び判定基準

抽出DNA品質：腫瘍検体（FFPE切片）

腫瘍検体由来のDNA：収量が200ng以上であること。また、リアルタイムPCR測定により算出した分解度が2未満であること。

血液由来のDNA：収量が200ng以上であること。

ライブラリピークサイズ（bp）：電気泳動分析のピークトップが200～400bpの範囲内であること。

ライブラリ量（ng）：収量が500 ng以上であること。

キャプチャーライブラリピークサイズ（bp）：電気泳動分析のピークトップが250～450bpの範囲内であること。

キャプチャーライブラリ濃度（nM）：濃度が2nM以上であること。

シーケンスランQ30：シーケンスランのQ30が80 %以上であること。

リード数：合計 腫瘍検体、正常検体の合計リード数が45,000,000リード以上であること。

(4) 緊急報告検査値範囲

緊急報告検査値範囲を設定している検査項目は無し。

(5) 検査日数

検体（腫瘍組織及び血液の両方）を受領した日を起算日として、20営業日を目安とする。
再検査（検体再提出）の場合には、新たな検体を受領した日を起算日とする。

(6) 検査一時停止または中止

本検査は検体として使用する腫瘍組織や血液の状態により、検査【一時停止】または【中止】の場合がある。

【一時停止】：DNA抽出における場合のみ

【中止】：DNA抽出後のステップにおける判定基準がFailの場合

(7) 再検査(検体再提出)

適切な方法により準備・輸送された検体の場合であっても、検体として使用する組織の状態により、検査一時停止または中止となる場合がある。この場合、検査一時停止または中止状況を請負者より通知すること。一時停止の場合は希望により、1回に限り無償で再検査（検体再提出）を可能とする。

(8) 検査結果（納品物）

検査結果はシスメックス株式会社が提供する「OncoGuideポータル」システムを通じて提供すること。検査結果は以下の情報とする。

- ・サマリーレポート原案（PDF）
- ・シーケンシングレポート（PDF）
- ・QCレポート（PDF）
- ・XMLファイル

(9) 検体準備

- ・採取容器

未染標本スライドに必要なプラパラートや採血管(EDTA-2K)は本学附属病院で準備する。

- ・検体

腫瘍組織を含むFFPE切片スライド及び血液、もしくは精製済DNAで準備する。

以下に示す検体基準を満たさない場合は、別途、請負者に問い合わせる。

(ア) 腫瘍組織を含むFFPE切片スライド

10 μ m厚の未染色FFPE切片をスライドガラス5枚分、あるいは5 μ m厚の未染色FFPE切片をスライドガラス10枚分。

検体の腫瘍含有率は20%以上を目安とする。

※マクロダイセクションをご希望の場合、提出スライドガラス全ての裏面から油性ペン等を用いてマーキングを実施する。

(イ) 血液

EDTA-2K採血管1本

採血量：2mL以上

採取後すぐにゆっくりと10回転倒混和し、搬送まで冷蔵（4℃）で保管する。

※採血後、冷蔵保存で、DNA抽出まで21日間の検体の安定性は確認している。

※採血後、検体提出まで長期（14日以上）の保管が必要な場合は、凍結（推奨温度：－20℃）にて保管する。

（ウ）検査後の残余検体は検査完了後1ヶ月請負者で保管とする。

（10）検体の輸送及び輸送までの保存条件

請負者との協議の上、本学附属病院から検体（未染標本スライドと血液）を請負者へ渡す。

（11）検査の申込方法

検査申込は本学附属病院が以下の方法のとおり申込を行う。承諾は3営業日以内に行うこと。また、検査は倫理審査委員会の承認、患者様の同意書取得等、適切な処理を経た検体とする。

- ・依頼の際は、本学附属病院から請負業者へ電話連絡する。
- ・請負者指定の依頼書と検体を一緒に提出する。

（12）その他

- ・検体搬送に要する資材・費用については、請負者の負担とする。
- ・請負者は引き渡しを受けた検体の取り扱いについて細心の注意をもって当たり、これを損なうことのないよう十分に注意すること。
- ・請負者は検査依頼の電話連絡を受けた当日に必ず検体を集荷すること。
- ・請負者はNCCオンコパネルシステム検査窓口の株式会社理研ジェネシス社から検査一時停止連絡症例の情報について連絡を受けた際、本学附属病院の担当者に即日連絡を行うこと。

表1 変異 (SNV、Insertion、Deletion、増幅) 検出対象遺伝子

ABL1	CDK12	HRAS	MTAP	POLE
ACTN4	CDKN2A	IDH1	MTOR	PRKCI
AKT1	CHEK2	IDH2	MYC	PTCH1
AKT2	CRKL	IGF1R	MYCN	PTEN
AKT3	CREBBP	IGF2	NF1	RAC1
ALK	CTNNB1/b-catenin	IL7R	NF2	RAC2
APC	CUL3	JAK1	NFE2L2/Nrf2	RAD51C
ARAF	DDR2	JAK2	NOTCH1	RAF1/CRAF
ARID1A	EGFR	JAK3	NOTCH2	RB1
ARID2	ENO1	KDM6A/UTX	NOTCH3	RET
ATM	EP300	KEAP1	NRAS	RHOA
AXIN1	ERBB2/HER2	KIT	NRG1	ROS1
AXL	ERBB3	KRAS	NTRK1	SETBP1
B2M	ERBB4	MAP2K1/MEK1	NTRK2	SETD2
BAP1	ESR1/ER	MAP2K2/MEK2	NTRK3	SMAD4
BARD1	EZH2	MAP2K4	NT5C2	SMARCA4/BRG1
BCL2L11/BIM	FBXW7	MAP3K1	PALB2	SMARCB1
BRAF	FGFR1	MAP3K4	PBRM1	SMO
BRCA1	FGFR2	MDM2	PDGFRA	STAT3
BRCA2	FGFR3	MDM4	PDGFRB	STK11/LKB1
CCND1	FGFR4	MEN1	PIK3CA	TP53
CCNE1	FLT3	MET	PIK3R1	TSC1
CD274/PD-L1	GNA11	MLH1	PIK3R2	TSC2
CDK4	GNAQ	MSH2	PMS2	VHL
CDK6	GNAS	MSH6	POLD1	

表2 融合検出対象遺伝子

AKT2	ERBB4	NRG1	NTRK3	ROS1
ALK	FGFR2	NTRK1	PDGFRA	
BRAF	FGFR3	NTRK2	RET	

責任者及び業務従事者の管理及び実施体制等について

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学
分任契約担当役 附属病院長 殿

請負者

住 所

名 称

代表者

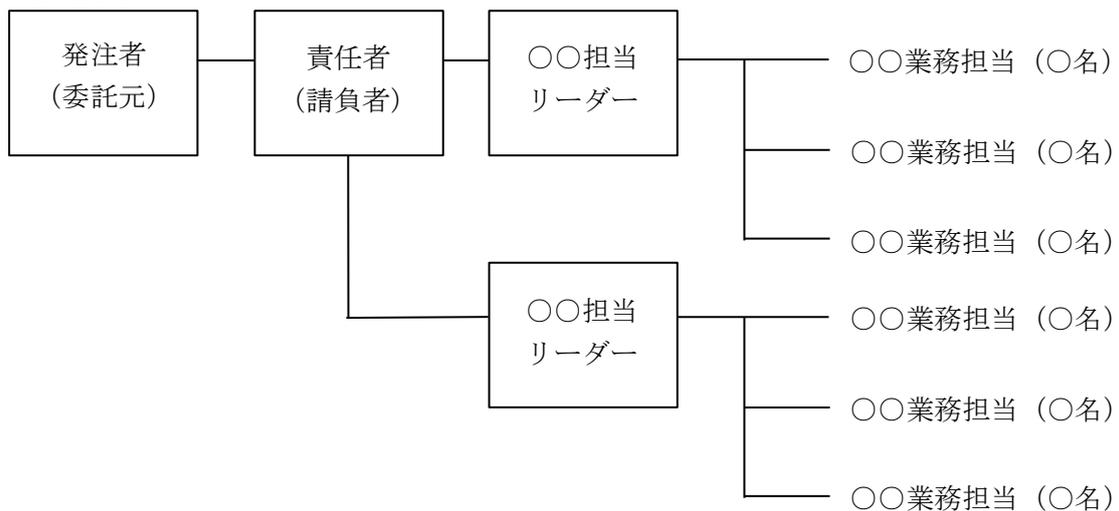
印

令和 年 月 日付けで貴学と契約を締結した「NCCオンコパネル検査」について、業務の履行に当たっての責任者及び業務従事者の管理及び実施体制並びに個人情報の管理状況に係る検査に関する事項については、下記のとおりです。

記

1. 責任者 部署名：
 役職名： 氏名：
2. 責任者及び業務従事者の管理及び実施体制

(記載例)



3. 請負者における個人情報の管理の状況に係る検査に関する事項
 ※本学から引き渡された個人情報の管理状況に係る検査の実施計画等を記載してください。
4. その他必要な事項

責任者及び業務従事者の管理及び実施体制等の変更について

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学
分任契約担当役 附属病院長 殿

請負者

住 所

名 称

代表者

⑨

令和 年 月 日付けで貴学と契約を締結した「NCCオンコパネル検査」について、令和 年 月 日付けで届け出を行った、業務の履行に当たっての責任者及び業務従事者の管理及び実施体制並びに個人情報の管理状況に係る検査に関する事項について、下記のとおり変更が生じたので通知します。

記

1. 変更内容

2. 変更理由

再委託承諾申請書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学
分任契約担当役 附属病院長 殿

申請者

住 所

名 称

代表者

⑩

「NCCオンコパネル検査」の一般競争入札に関し、下記のとおり業務の（全部・主たる部分・一部）を再委託いたしたく申請しますので、承認方よろしくお願いいたします。

記

1. 再委託の承諾を申請する業務及びその範囲（具体的に記載すること）
2. 再委託の承諾を申請する必要性（具体的に記載すること）
3. 再委託の承諾を申請する業務の契約相手先の住所、商号又は名称及び代表者名
住 所
名 称
代表者名
4. 再委託の承諾を申請する業務の契約（予定）金額（総計）
○○○○○円（消費税込）
5. 再委託の承諾を申請する業務の契約金額の根拠（該当する箇所に☑すること）
 業務の再委託に際し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書を徴収した結果
（この場合、その「写し」を添付）
 継続的な履行関係が存在する（この場合、その証明書（契約書、協定書）の「写し」を添付）
 その他（具体的な内容を記載し、その証明書を添付）
6. 個人情報の管理方法（具体的に記載すること）
7. その他特記事項

個人情報の消去証明書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学
分任契約担当役 附属病院長 殿

請負者

住 所

名 称

代表者

⑩

令和 年 月 日付けで貴学と契約を締結した「NCCオンコパネル検査」に関して、業務が終了しましたので、契約書第10条第1項第7号の規定に基づき、下記の個人情報を消去したことを証明します。なお、媒体物については返却しますので、ご査収願います。

記

1. 消去した個人情報の内容
2. 返却する個人情報の内容
3. その他

請負契約書(案)

件名 NCCオンコパネル検査

請負代金額 金 円也(1件あたり)

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円也(消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負単価に110分の10を乗じて得た額である。)

発注者 国立大学法人筑波大学 分任契約担当役 附属病院長 平松 祐司(以下「甲」という。)と請負者 (以下「乙」という。)との間において上記の件名(以下「業務」という。)について、上記の代金額で次の条項により請負契約を結ぶものとする。

- 第1条 乙は、別紙仕様書に基づいて善良な管理者の注意をもって、誠実に業務を履行するものとする。
- 第2条 業務は、筑波大学附属病院において行うものとする。
- 第3条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- 第4条 請負代金は1か月毎に支払うものとし、乙は、当該期間の業務実施件数に請負単価を乗じて得た金額を甲に請求するものとする。甲は業務完了確認後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。
- 第5条 代金の請求書は、国立大学法人筑波大学病院総務部管理課に送付するものとする。
- 第6条 乙は、故意又は重大な過失により甲または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 第7条 契約保証金は免除する。
- 第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。
- (1) 正当な理由がなく、業務を履行しないとき。
 - (2) 完了期限内又は完了期限経過後相当の期間内に履行を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 乙は、前各号のいずれかに該当したときは、甲の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払うものとする。
- 第9条 甲は、甲の事業計画の変更に伴ってこの契約を解除しようとするときは、乙に対し1か月前までに文書をもって通知するものとする。
- 第10条 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)並びに国立大学法人筑波大学個人情報保護管理規則(令和4年法人規則第17号)及び筑波

大学附属病院の保有する診療に係る個人情報の保護管理に関する細則（平成31年附属病院細則79号）に基づき、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 乙は、個人情報を業務履行の目的以外の目的に利用してはならない。また、業務上知り得た個人情報について第三者に漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。
- (2) 乙は、業務履行に当たっての責任者及び業務従事者の管理及び実施体制並びに個人情報の管理状況についての検査に関する事項その他必要な事項について、書面で甲に提出しなければならない。これらを変更した場合も同様とする。
- (3) 乙は、事前に甲の承諾を得た場合に限り、委託業務を第三者に再委託（再委託先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下この条において同じ。）することができる。この場合において、乙は、当該委託業務を遂行する能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講じなければならない。
- (4) 乙は、前号に基づき甲の承認を得ようとする場合には、再委託の内容、再委託先、その他再委託先における管理方法等を書面で甲に提出しなければならない。
- (5) 乙は、個人情報の複製、転記等を行ってはならない。ただし、業務履行上やむを得ず複製、転記等を行う必要がある場合は、甲に使用目的、期間終了時の破棄状況の形態を申請し許可を得るものとする。
- (6) 業務履行の目的で利用（使用）する個人情報について、乙の管理責任の下で個人情報が流出した場合は、発生時の状況説明、経過、対応等について、速やかに甲に報告するものとする。
- (7) 乙は、業務に係る甲側の個人情報について、委託業務終了時において消去するものとする。また、媒体物については、返却するものとし、個人情報を消去したことについて、書面で甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、乙が前項に規定する義務に違反した場合には、契約を解除することができるものとし、乙に重大な過失があったと認められる場合には、乙は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- 3 甲は、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等やその量等に応じて、乙の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況について、少なくとも業務履行期間中に1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。
- 4 第1項第3号の規定により乙から再委託を受けた者は、乙が履行すべき義務と同等の義務を負うものとする。乙は、その旨明記した書面を、乙及び再委託を受けた者との連名で甲に提出するものとする。
- 5 前項の規定は、乙から再委託を受けた者が再々委託する場合について準用する。

第11条 甲および乙は、自己、自己の役職員、自己の代理人もしくは媒介をする者または自己の主要な出資者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）

に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為を行わないことを表明し、保証する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 本契約に基づく取引（以下「対象取引」という。）に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の名誉・信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲および乙は、前二項の規定に反する事項が判明した場合、直ちに相手方にその事実を報告するものとする。
- 4 甲および乙は、相手方が前三項の規定に違反した場合、本契約の他の規定にかかわらず、かつ催告その他何らの手続およびいかなる損害の補償も要せず、直ちに対象取引の解消および対象取引に関するすべての契約の解除をすることができる。
- 第12条 乙は、この契約書及び仕様書に定めるもののほか、業務に必要な諸法令等を遵守しなければならない。
- 第13条 この契約について検査の円滑な実施を図るため、乙は甲の行う検査に協力するものとする。
- 第14条 この契約に定めるもののほか、必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。
- 第15条 この契約について、甲乙間に紛争を生じたときは、両者協議により、これを解決するものとする。
- 第16条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記の契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、各自1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲：茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長 平松 祐司

乙：

入 札 書

件 名 NCCオンコパネル検査

入札金額 金 円也

国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾のうえ、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人
筑 波 大 学 御中

競争加入者
住 所
会 社 名
代表者氏名

印

記載例 1 (代理人が入札する場合)

入 札 書

件 名 NCCオンコパネル検査

入札金額 金 円也

国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾のうえ、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人
筑波大学 御中

競争加入者

〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇

代理人

〇〇〇〇株式会社

〇〇支店長 〇 〇 〇 〇 印

又は

代理人 ○ ○ ○ ○ 印

記載例 2 (復代理人が入札する場合)

入 札 書

件 名 N C C オンコパネル検査

入札金額 金 円也

国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾のうえ、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人
筑 波 大 学 御中

競争加入者

〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○

復代理人 ○ ○ ○ ○ 印

参考例 1（社員等が入札の都度競争加入者の代理人となる場合）

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

委任者（競争加入者）

〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

私は、〇〇 〇〇を代理人と定め、下記の一の権限を委任します。

記

件名：NCCオンコパネル検査

- 委任事項
- 令和 年 月 日筑波大学において行われる上記一般競争入札の開札立合及び再度入札に関する件
 - 令和 年 月 日提出期限の上記一般競争入札の入札書作成に関する件（※注1）

受任者（代理人）使用印鑑



(注) 1 事前に提出する入札書を代理人（入札書記載例1の社員等）が作成する場合は、委任事項2が必要となる。競争加入者（代表者）又は代理人（入札書記載例1の支店長等）が作成する場合は、委任事項2は削除すること。

2 これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

参考例3（支店等の社員等が入札の都度競争加入者の復代理人となる場合）

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

委任者（競争加入者の代理人）

〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇

〇〇〇〇株式会社

〇〇支店長 〇 〇 〇 〇 印

私は、〇 〇 〇 〇を〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇 〇 〇 〇（競争加入者）の復代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

件名：NCCオンコパネル検査

- 委任事項
- 1 令和 年 月 日筑波大学において行われる上記一般競争入札の開札立合及び再度入札に関する件
 - 2 令和 年 月 日提出期限の上記一般競争入札の入札書作成に関する件（※注2）

受任者（競争加入者の復代理人）使用印鑑



- (注) 1 この場合、競争加入者からの代理委任状（復代理人の選任に関する委任が含まれていること。）が提出されることが必要であること。（参考例2を参照）
- 2 事前に提出する入札書を復代理人（入札書記載例2）が作成する場合は、委任事項2が必要となる。競争加入者（代表者）又は代理人（入札書記載例1）が作成する場合は、委任事項2は削除すること。
- 3 これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

別 紙

【参考見積書の提出に係る留意事項】

提出していただく見積書は、応札希望者から本学の契約事務の一環として市場調査するために提出していただく書類です。

したがって、見積書に記載する価格は安易に契約不可能な価格を記載することがないように、且つ、見積書と応札価格に極端な乖離が生じないように仕様書の内容を十分に精査したうえで価格を記入し提出願います。

また、応札価格は提出された見積書の価格と同価又はそれ以下となるよう応札願います。万が一、応札価格が見積書の価格よりも高くなるような事態が生じた場合には、本学の適正な契約手続を妨害した不誠実な行為として、取引停止措置を講じる場合があります。

本学で取引停止措置を講じた場合には、他の国立大学法人や国の関係機関（以下、「国立大学法人等」という。）にその情報が通知されますので、その情報を受けた国立大学法人等においても取引停止措置を講じる場合があることを認識願います。

なお、見積書を提出された応札希望者は、必ず入札に参加していただくようお願いいたします。見積書を提出された応札希望者が入札に参加しない場合、適正な入札執行ができない事態もあり得ることから、上記と同様に本学に対する不誠実な行為として、取引停止措置を講じる事案となり得ることも併せて認識願います。